

船橋市

人も まちも 輝く 笑顔あ
ふれる 船橋

令和3年度から精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を開始している。

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、地域課題の共有や解決に向けた連携を図る等、地域包括ケアシステム構築に資する取組みを推進している。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

船橋市



出典：千葉県ホームページ市町村一覧「市町村マップ」より

取組内容

- 令和3年度より県事業を引き継ぎ、船橋市精神保健福祉推進協議会を年1回、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会を年2回、事業推進部会を年4回を実施。
- 精神保健医療福祉体制の整備、普及啓発、当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用、障害者等の地域生活支援、地域生活支援関係者等に対する研修など、様々な事業を展開している。

障害保健福祉圏域数 (R●年●月時点)			か所
市町村数 (R●年●月時点)			市町村
人口 (R●年●月時点)			人
精神科病院の数 (R●年●月時点)			病院
精神科病床数 (R●年●月時点)			床
入院精神障害者数 (R●年●月時点)	合計	0	人
	か月未満 (％：構成割合)		人 ％
	3か月以上1年未満 (％：構成割合)		人 ％
	1年以上 (％：構成割合)		人 ％
	うち65歳未満		人
	うち65歳以上		人
退院率 (R●年●月時点)	入院後3か月時点		％
	入院後6か月時点		％
	入院後1年時点		％
心のサポーター養成者数 (R●年●月時点)			人
相談支援事業所数 (R●年●月時点)	基幹相談支援センター数		か所
	一般相談支援事業所数		か所
	特定相談支援事業所数		か所
保健所数 (R●年●月時点)			か所
(自立支援) 協議会の開催頻度 (R●年年度)	(自立支援) 協議会の開催頻度		回／年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有・無	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R●年●月時点)	都道府県	有・無	か所
	障害保健福祉圏域	有・無	／ か所／障害圏域数
	市町村	有・無	／ か所／市町村数

精神保健福祉推進協議会（年1回）

構成員：医師会、精神科医療機関、訪問看護事業所、家族会、精神保健

福祉関係機関・団体、就労関係事業所、関係行政機関

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進についての協議の場
事業の計画・方針について協議する場

事業推進部会（年4回）

構成員：精神科医療機関、精神保健
福祉関係機関・団体、
関係行政機関

普及啓発事業の内容等、具体的事項
を検討する場

精神障害にも対応した地域包括ケア システム構築推進部会（年2回）

構成員：精神科医療機関、訪問看護
事業所、家族会、精神保健
福祉関係機関・団体、就労
関係事業所、関係行政機関
地域課題等の調査・把握、具体的事
項を検討する場

・協議会と部会の2層の協議の場を設置している。

- ・協議会では、当市の地域課題の共有、事業計画・方針、事業効果等の評価など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みに関する協議検討や合意形成を図っている。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会は、地域課題等の調査・把握や関係者間の顔の見える関係づくり、地域課題の解決に向けた具体的事項を検討している。
- ・事業推進部会では、普及啓発事業の内容や具体的事項を検討している。
- ・上記協議の場での協議検討、合意形成事項をもとに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、以下の事業を実施している。

【令和7年度事業】

①普及啓発に係る事業

- ・精神保健福祉ボランティア養成講座
- ・こころの広場交流会
- ・心の健康セミナー
- ・小冊子「市民のためのこころの健康」の刊行
- ・心のサポーター養成研修

②当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業

- ・家族学習会、家族交流会

③障害者等の地域生活支援に係る事業

- ・入院患者とピアサポーターとの交流会

④地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業

- ・福祉施設見学会
- ・支援者向け研修会

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

【昭和61年～】

- ・障害者の社会復帰支援と市民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的として、医師会、精神科医療機関、当事者、家族会、精神保健福祉に関する団体、行政が委員となり、「船橋市精神保健福祉推進協議会」を設置。
- ・小冊子「市民のためのこころの健康」の刊行、こころの広場交流会、精神保健福祉ボランティア養成講座、スポーツ交流大会、心の健康セミナー等の普及啓発に係る事業を実施。

【平成30年度～】

- ・千葉県が実施主体となり、県内15圏域で精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を開始。船橋圏域はNPO法人が受託し、事業展開していた。
- ・国の要綱改正があり、保健所設置市が事業実施主体になることが可能となった。
- ・船橋市障害福祉計画における令和2年度までの成果目標として、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置が掲げられた。

【令和3年度～】

- ・船橋市地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場として事業を開始。部会として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会」を設置。

【令和7年度】

- ・船橋市精神保健福祉推進協議会と船橋市地域精神保健福祉連絡協議会の協議内容や委員の重複により、両協議会を一本化することを協議。

【令和8年度】

- ・船橋市精神保健福祉推進協議会が市の協議会として一本化される。部会として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会」と「事業推進部会」を設置。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組の成果・効果

＜R 7 年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R 7 年度当初)	実績値 (R 7 年度末)	具体的な成果・効果
①保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の設定	3回	3回	地域精神保健福祉活動の推進について協議検討し、関係機関、関係団体等との連携及び協力体制の整備等を図るため協議会を実施した。
②保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の設定	59人	57人	地域課題の把握と課題解決に向けた取組み案の検討及び地域関係者間の顔の見える関係づくりの構築推進を実施した。
③保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数設定	1回	1回	保健・医療・福祉関係機関、家族会等の代表者による協議会を設置し、船橋県域での退院率や地域定着日数等を評価した。

【特徴（強み）】

- ・市保健所で、精神保健福祉相談や精神科医師の相談、支援者向け研修や普及啓発事業を実施している。
- ・精神保健福祉分野に精通した「NPO法人船橋こころの福祉協会」に一部を業務委託している。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
治療中断者の治療継続に向けた支援の必要性がある。	精神科治療中断者の支援フローや各機関支援内容シートの積極的な活用を推進し、ブラッシュアップを図る。	関係医療機関、訪問看護事業所、家族会、精神保健福祉関係機関・団体、就労関係事業所、関係行政機関	単身治療中断者の孤独死を契機に協議検討を開始。医療中断者への支援体制を再構築し、多機関連携による継続的関与と見守り強化を目指し作成した精神科治療中断者の支援フローを元に事務局で作成した支援シートについて意見聴取。
退院後の病状悪化を見据えた入院中からの連携支援や役割分担が必要である。	退院前カンファレンスを推進するためのルール作りや不参加の機関への情報共有方法を検討する。	関係医療機関、訪問看護事業所、家族会、精神保健福祉関係機関・団体、就労関係事業所、関係行政機関	退院前カンファレンスを開催する優先順位の高い患者や退院前カンファレンス不参加機関への情報共有方法について協議。協議検討で出た意見をもとに、事務局で退院前カンファレンス開催ルール（案）を作成と内容の協議。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R 8 年度当初)	目標値 (R 8 年度末)	見込んでいる成果・効果
①			
②			
③			

【にも包括構築の体制】

所管部署名（※）	所管部署における主な業務	連携部署・機関名	連携部署・機関における主な業務
保健総務課（事務局）	協議の場の運営、精神障害者やその家族等への相談に関する業務、普及啓発に係る業務等	地域保健課	母子保健・健康増進事業等に関する業務
障害福祉課	障害福祉サービスに関する業務、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療の申請に関する業務、障害福祉計画に関する業務	生活支援課	生活保護に関する業務
		地域包括ケア推進課	高齢者の地域包括ケアシステムの構築に関する業務、認知症施策の推進に関する業務

各部門の連携状況		強み・課題等
保健		
医療		
福祉		
その他関係機関・住民等		

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	既存の会議体を活用している場合はその名称・課題・強み等
船橋市精神保健福祉推進協議会	医師会、精神科医療機関、訪問看護事業所、家族会、精神保健福祉関係機関・団体、就労関係事業所、関係行政機関	1回/年	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進についての協議の場事業の計画・方針について協議する場	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会	精神科医療機関、訪問看護事業所、家族会、精神保健福祉関係機関・団体、就労関係事業所、関係行政機関	2回/年	地域課題等の調査・把握、具体的事項を検討する場	
事業推進部会	精神科医療機関、精神保健福祉関係機関・団体、関係行政機関	4回/年	精神保健福祉に関する普及啓発事業の内容や具体的事項を検討する場	

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください